

○久留米市子ども・子育て支援法施行細則

平成27年3月31日

久留米市規則第40号

改正 平成27年9月11日規則第58号

平成27年10月13日規則第66号

平成27年12月28日規則第102号

平成28年3月31日規則第76号

平成29年1月31日規則第3号

平成29年3月31日規則第25号

平成29年9月21日規則第50号

平成30年10月5日規則第48号

令和元年7月29日規則第13号

(題名改称)

令和2年10月30日規則第54号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どものための教育・保育給付

第1節 教育・保育給付認定等（第3条—第10条）

第2節 保育の利用（第11条—第13条）

第3節 利用者負担（第14条—第17条）

第4節 特定教育・保育施設等の確認（第18条—第20条）

第3章 子育てのための施設等利用給付

第1節 施設等利用給付認定等（第21条・第22条）

第2節 特定子ども・子育て支援施設等の確認（第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)の

施行並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に規定する保育の利用の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令及び府令並びに児童福祉法で使用する用語の例による。

第2章 子どものための教育・保育給付

（令元規則13・改称）

第1節 教育・保育給付認定等

（令元規則13・節名追加）

（保育の必要性の事由）

第3条 府令第1条の5第1号の規定により市が定める時間は、64時間とする。

2 府令第1条の5第10号の規定により市が認める事由は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 別居の親族を常時介護又は看護していること。
- (2) 府令第1条の5第1号から第9号までに類する事由として市長が認めるもの

（令元規則13・一部改正）

（教育・保育給付認定申請書等の様式）

第4条 法第20条第1項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者が提出しなければならない府令第2条第1項の申請書は、次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式によるものとする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る認定（以下「1号認定」という。） 教育・保育給付認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳）【1号認定用】（第1号様式）
- (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る認定（以下「2号認定」という。）又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る認定（以下「3号認定」という。） 教育・保育給付認定申請書（施設利用申請書兼児童台帳）【2号・3号認定用】（第1号様式の2）

2 法第22条の規定により教育・保育給付認定保護者が毎年提出しなければならない府令第9条第1項の届出は、次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式によるものとし、毎年市長が指定する日までに届け出るものとする。

- (1) 1号認定 現況届【1号認定用】（第1号様式の3）

- (2) 2号認定又は3号認定 現況届兼利用申請書【2号・3号認定用】（第1号様式の4）
- 3 法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定を申請しようとする教育・保育給付認定保護者が提出しなければならない府令第11条第1項の申請書及び府令第15条第1項の届書は、次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式によるものとする。
- (1) 1号認定 教育・保育給付認定申請内容変更申請書【1号認定用】（第1号様式の5）
- (2) 2号認定又は3号認定 教育・保育給付認定申請内容変更申請書【2号・3号認定用】（第1号様式の6）
- 4 府令第16条第1項の規定による支給認定証の再交付の申請に係る同条第2項の申請書は、支給認定証再発行申請書（第1号様式の7）によるものとする。
- 5 法第20条第4項前段（法第23条第3項において準用する場合を含む。）及び府令第12条第1項の規定による教育・保育給付認定の結果の通知並びに法第20条第4項後段の支給認定証は、教育・保育給付認定通知書（第2号様式）によるものとする。
- 6 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による給付を受ける資格を認められない旨の通知は、教育・保育給付認定却下通知書（第3号様式）によるものとする。
- 7 法第20条第6項ただし書（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分の延期の通知は、教育・保育給付認定延期通知書（第4号様式）によるものとする。

（平27規則66・平29規則50・令元規則13・一部改正）

（保育必要量の認定）

第5条 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定を府令第4条第2項（府令第13条第1項において準用する場合を含む。）の規定により府令第4条第1項本文に規定する区分に分けずに行う場合は、原則として、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間を保育必要量として認定するものとする。

- (1) 府令第1条の5第3号に掲げる事由 1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）
- (2) 府令第1条の5第6号に掲げる事由 1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）

(令元規則 13・一部改正)

(教育・保育給付認定の有効期間)

第6条 府令第8条第4号ロの規定により市が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の規定により市が定める期間は、育児休業が終了する日の属する月の末日までとする。

3 府令第8条第7号及び第13号の規定により市が定める期間は、保育の必要性の事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が別に定める期間とする。

(令元規則 13・一部改正)

第7条 削除

(平27規則66)

(教育・保育給付認定の取消通知の様式)

第8条 法第24条第1項の規定による支給認定の取消しに係る府令第14条第1項の規定による通知は、教育・保育給付認定取消通知書(第5号様式)によるものとする。

(令元規則 13・一部改正)

第9条 削除

(平29規則50)

第10条 削除

(平27規則66)

第2節 保育の利用

(令元規則 13・節名追加)

(保育の利用の申込み)

第11条 保育所若しくは認定こども園において保育を受けること又は地域型保育事業による保育を受けること(以下「保育の利用」という。)を希望する教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定を受けようとする保護者(認定こども園については、2号認定又は3号認定を受けた教育・保育給付認定保護者又は当該認定を受けようとする保護者に限る。)は、市長に保育の利用を申し込むものとする。

2 前項に規定する申込みは、教育・保育給付認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)【2号・3号認定用】(第1号様式の2)を市長に提出することにより行うものとする。

3 第1項に規定する申込みは、法第20条第1項の規定による認定の申請と兼ねることができる。

(平27規則66・令元規則 13・一部改正)

(保育の利用の決定等)

第12条 市長は、乳児、幼児その他の児童（以下「児童」という。）を保育所において保育することを決定したときは、保育所入所承諾書（第6号様式）によりその保護者に通知するものとする。

2 市長は、児童を認定こども園において保育することを決定したときは、認定こども園保育利用内定通知書（第7号様式）によりその保護者に通知するものとする。

3 市長は、児童を地域型保育事業により保育することを決定したときは、保育利用内定通知書（第8号様式）によりその保護者に通知するものとする。

4 市長は、児童福祉法第24条第3項の規定による調整及び要請を行ってもなお、保育の利用ができないときは、保育利用調整結果通知書（兼）入所保留通知書（第9号様式）により、児童の保護者に通知するものとする。

（平29規則3・令元規則13・一部改正）

(保育の実施の解除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。

- (1) 保育の実施期間の満了前において保育の実施理由が消滅したとき。
- (2) 児童が転出又は死亡したとき。
- (3) 保護者から申出があったとき。
- (4) 児童福祉法第24条第5項及び第6項の保育の措置の必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により保育の実施を解除したときは、保育実施解除通知書（第10号様式）により、当該児童の保護者に通知するものとする。

（令元規則13・一部改正）

第3節 利用者負担

（令元規則13・節名追加）

(教育・保育の実施に関する利用者負担額)

第14条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により市長が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、1号認定を受けた子ども及び2号認定を受けた子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）にあつては0とし、3号認定を受けた子ども及び2号認定を受けた子どものうち満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては別表の左欄に掲げる入所児童の属する世帯の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

とする。

2 月の途中で教育・保育給付認定を受け、特定教育・保育を利用することとなった者又は月の途中で特定教育・保育の利用を中止することとなった者に係る利用者負担額は、府令第59条に規定する日数を基準として、その月の在籍日数に応じて日割り計算によって得た額とする。

3 前項の利用者負担額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(令元規則13・全改)

(利用者負担額に関する事項の通知)

第15条 府令第7条(府令第13条第1項において準用する場合を含む。)の規定による利用者負担額に関する事項の通知は、教育・保育給付に係る利用者負担額(保育料)決定通知書(第11号様式)により行うものとする。

2 市長は、利用者負担額を変更したときは、教育・保育給付に係る利用者負担額(保育料)変更通知書(第12号様式)により通知するものとする。

(令元規則13・一部改正)

(利用者負担金の納付)

第16条 保育所を利用した場合の利用者負担金は、毎月末日(12月については同月25日)までに、教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料)納付通知書(第13号様式又は第14号様式)又は口座振替により納付しなければならない。

2 前項の納付期限が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日をその納付期限とみなす。

3 市長は、第1項の規定により徴収した利用者負担金について過誤納金を充当するときは、教育・保育給付認定保護者に対し、教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料)充当通知書(第15号様式)によってこれを通知する。

4 市長は、第1項の規定により徴収した利用者負担金について過誤納金を還付するときは、教育・保育給付認定保護者に対し、教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料)過誤納金還付通知書(第16号様式)によってこれを通知する。

5 保育所以外の特定教育・保育施設等を利用した場合の利用者負担金の納付については、それぞれの施設等の利用契約に基づいて行うものとする。

(令元規則13・一部改正)

(徴収猶予)

第17条 市長は、教育・保育給付認定保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請により利用者負担金の徴収の猶予及び減免をすることができる。

- (1) 所得が減少したため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 災害その他特別の事由により生活が著しく困難となった者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者

(平28規則76・令元規則13・一部改正)

第4節 特定教育・保育施設等の確認

(令元規則13・節名追加)

(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準)

第18条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月内閣府告示第49号(以下「告示」という。))第16条の規定による市立保育所(久留米市立保育所設置条例(昭和62年久留米市条例第5号)第2条に規定する市立保育所をいう。以下同じ。)における特定教育・保育に要する費用の額の算定に関する基準は、告示第2条に規定する内閣総理大臣が定める基準に準ずるものとする。

2 市立保育所における特別利用保育に要する費用の額の算定に関する基準は、告示第3条に規定する内閣総理大臣が定める基準に準ずるものとする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の申請)

第19条 府令第29条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書(第17号様式)によるものとする。

2 府令第39条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書(第18号様式)によるものとする。

(確認の変更に係る申請等)

第20条 府令第31条又は第40条の申請書は、特定教育・保育施設等確認変更申請書(第19号様式)によるものとする。

2 府令第33条第1項若しくは第34条(第41条第3項において準用する場合を含む。)又は第41条第1項の規定による届出は、特定教育・保育施設等名称等変更届出書(第20号様式)により行うものとする。

第3章 子育てのための施設等利用給付

(令元規則13・追加)

第1節 施設等利用給付認定等

(令元規則13・追加)

(施設等利用給付認定申請書等の様式)

第21条 法第30条の5第1項の規定により施設等利用給付認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者が提出しなければならない府令第28条の3第1項の申請書、法第30条の8第1項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を申請しようとする施設等利用給付認定保護者が提出しなければならない府令第28条の8第1項の申請書は、次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式によるものとする。

(1) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る認定(以下「第30条の4第1号認定」という。) 施設等利用給付認定・変更申請書【第30条の4第1号認定用】(第21号様式)

(2) 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る認定(以下「第30条の4第2号認定」という。)又は法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る認定(以下「第30条の4第3号認定」という。) 施設等利用給付認定・変更申請書【第30条の4第2号・第3号認定用】(第22号様式)

2 法第23条第1項の規定による教育・保育給付認定の変更の認定申請を法第30条の5第1項の規定による施設等利用給付認定の申請(以下「施設等利用給付認定申請」という。)と併せて行おうとする教育・保育給付認定保護者が提出しなければならない申請書は、教育・保育給付認定変更申請書【1号認定への変更】兼施設等利用給付認定申請書【第30条の4第2号・第3号認定用】(第23号様式)によるものとする。

3 施設等利用給付認定申請の際の届出事項を変更する必要があるが生じた施設等利用給付認定保護者が府令第28条の12第1項の規定により提出しなければならない届書は、施設等利用給付認定変更届(第24号様式)によるものとする。

4 法第30条の5第3項の規定により施設等利用給付認定を行った場合の通知は、施設等利用給付認定通知書(第25号様式)によるものとする。

5 法第30条の5第4項の規定による施設等利用給付を受ける資格を有すると認められない旨の通知は、施設等利用給付認定申請却下通知書(第26号様式)によるものとする。

6 法第30条の7の規定により施設等利用給付認定保護者が毎年提出しなければならない届出は、施設等利用給付認定(現況届)(新2号・新3号認定用)(第22号様式の2)によるものとする。

7 法第30条の8第2項又は第4項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を行った場合の通知は、施設等利用給付認定変更通知書(第27号様式)によるものとする。

8 法第30条の9の規定による施設等利用給付認定の取消しに係る通知は、施設等利用給付認定取消通知書（第28号様式）によるものとする。

（令元規則13・追加、令2規則54・一部改正）

（施設等利用給付認定の有効期間）

第22条 府令第28条の5第4号ロの規定により市が定める期間は、90日とする。

2 府令第28条の5第6号の規定により市が定める期間は、育児休業が終了する日の属する月の末日までとする。

（令元規則13・追加）

第2節 特定子ども・子育て支援施設等の確認

（令元規則13・追加）

第23条 法第30条の11第1項の確認について、法第58条の2の規定により施設の設置者又は事業を行う申請については、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（第29号様式）によるものとする。

2 法第58条の5の規定による変更の届出については、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届（第30号様式）によるものとする。

3 法第58条の6の規定による確認の辞退については、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（第31号様式）によるものとする。

（令元規則13・追加）

第4章 雑則

（令元規則13・旧第6章繰上）

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（令元規則13・旧第21条繰下）

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月11日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月13日規則第66号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年11月2日から施行する。ただし、第3号様式から第5号様式まで、第10号様式から第13号様式まで、第15号様式及び第16号様式の改正規定は、

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条（第2項第1号を除く。）の規定は、平成28年度から施設への入所を希望する小学校就学前子どもの保護者に係る申請について適用し、平成27年度以前に施設に入所した小学校就学前子どもの保護者及び平成27年度中に施設に入所する小学校就学前子どもの保護者に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第102号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で現に残存するもの（久留米市子どものための教育・保育給付及び保育の利用手続等に関する規則の一部を改正する規則（平成27年久留米市規則第66号）附則第2項の規定においてなお従前の例によることとされたものを含む。）は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第76号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定教育・保育、特別利用教育の利用に係る利用者負担額及び当該利用に要した費用について適用し、同日前に行われた特定教育・保育、特別利用教育の利用に係る利用者負担額及び当該利用に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年1月31日規則第3号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月1日以後に行われる特定教育・保育、特別利用教育の利用に係る利用者負担額及び当該利用に要した費用について適用する。
- 3 この規則による改正後の第1号様式、第1号様式の2及び第10号様式は、平成29年度から施設への入所を希望する小学校就学前子どもの保護者に係る申請について適用し、平成28年度以前に施設に入所した小学校就学前子どもの保護者及び平成28年度中に

施設に入所する小学校就学前子どもの保護者に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 25 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定教育・保育、特別利用教育の利用に係る利用者負担額及び当該利用に要した費用について適用し、同日前に行われた特定教育・保育、特別利用教育の利用に係る利用者負担額及び当該利用に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 9 月 21 日規則第 50 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の久留米市子どものための教育・保育給付及び保育の利用手続等に関する規則第 1 号様式及び第 1 号様式の 2 による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（平成 30 年 10 月 5 日規則第 48 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 号様式から第 1 号様式の 6 までの改正規定は、平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規定は、平成 30 年 9 月 1 日以後に行われる利用者負担額（久留米市子どものための教育・保育給付及び保育の手続き等に関する規則第 14 条第 1 項に規定する利用者負担額をいう。）の決定について適用し、同日前に行われた利用者負担額の決定については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の久留米市子どものための教育・保育給付及び保育の利用手続き等に関する規則第 1 号様式から第 1 号様式の 6 までによる用紙で、現に存在するものは、なお使用することができる。

附 則（令和元年 7 月 29 日規則第 13 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 5 条、第 14 条及び第 17 条

の改正規定並びに別表第1から別表第3までを削り、附則の次に別表を加える改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第4条及び別表の規定は、令和元年10月1日以後に行われる特定教育・保育及び特別利用教育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の久留米市子どものための教育・保育給付及び保育の利用手続等に関する規則の規定による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年10月30日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第14条関係）

(令元規則13・追加)

3号認定を受けた子ども及び2号認定を受けた子どものうち満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の利用者負担額

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額：円）	
区分	定義	保育短時間	保育標準時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第2階層 1	第2階層に該当する要保護者世帯	0	0
第3階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	8,000	8,000
第3階層 1	第3階層に該当する要保護者世帯	4,000	4,000
第4階層	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	10,800	11,000
第4階層	第4階層に該当する要保護者世帯	5,400	5,500

1			
第5階層	市町村民税所得割課税額が48,600円以上53,000円未満の世帯	13,700	14,000
第5階層 1	第5階層に該当する要保護者世帯	6,850	7,000
第6階層	市町村民税所得割課税額が53,000円以上70,000円未満の世帯	15,700	16,000
第6階層 1	第6階層に該当する要保護者世帯	7,850	8,000
第7階層	市町村民税所得割課税額が70,000円以上97,000円未満の世帯	17,600	18,000
第7階層 1	第7階層に該当する要保護者世帯のうち、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	8,800	9,000
第8階層	市町村民税所得割課税額が97,000円以上132,000円未満の世帯	27,000	27,500
第9階層	市町村民税所得割課税額が132,000円以上169,000円未満の世帯	34,800	35,500
第10階層	市町村民税所得割課税額が169,000円以上301,000円未満の世帯	44,800	45,600
第11階層	市町村民税所得割課税額が301,000円以上の世帯	48,900	49,800

備考

- 1 この表において「要保護者世帯」とは、次の各号に掲げる世帯をいう。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療

育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他第1号及び第2号に準ずると認められる世帯

- 2 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が教育・保育のあった月の属する年度（教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。
- 3 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合、これらの子どものうち出生の早いものから順次に数えたときに2人目の子どもはこの表により算定される利用者負担額に100分の50を乗じて得た額、3人目以降については0円とする。
- 4 特定被監護者等が2人以上いる場合の満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 第3階層から第6階層に該当する世帯（第6階層に該当する世帯にあつては市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。）

ア 政令第14条第1号イ又はロに掲げる満3歳未満保育認定子ども この表により算定される額に100分の50を乗じて得た額

イ 政令第14条第2号イからハマまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円

第1号様式(第4条関係)

(表)

教育・保育給付認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)

【1号認定用】

久留米市長 宛て		申請(申込)日		年 月	
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。					
保護者氏名					
ふりがな		生年月日	性別	保護者との続柄	障害手帳の有無
児童名		年 月 日	男・女		療育手帳の有無
		年4/1時点()歳			□無 □有
現住所					電話
					父
年 1月1日現在の住所	□久留米市内 □久留米市外 () 市・区・町・村				母
年 1月1日現在の住所	□久留米市内 □久留米市外 () 市・区・町・村				その他()
認定証番号(市記入欄)					
現在の保育の状況	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 届出保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり・預かり保育 <input type="checkbox"/> 事業所内保育 <input type="checkbox"/> 家庭等				現在入所中の施設名
利用が内定している施設名	保育所(認定こども園の保育所部分)への同時申込				□無 □有(園名:)

1 世帯の状況(利用を希望する期間の初日時点の児童以外のすべての世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください)

※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例: 単身赴任)

※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。

※ 申込児童以外の同一世帯員が7名以上お入り記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入してください。

入所児童の家庭の状況	ふりがな	児童との続柄	生年月日	同居・別居	上段: 勤務 下段: 勤務
	氏名		年 月 日	同居	
	①		年 月 日	別居	□市内□市外(市町村)
	②		年 月 日	同居	
				別居	□市内□市外(市町村)
	③		年 月 日	同居	
				別居	□市内□市外(市町村)
④		年 月 日	同居		
			別居	□市内□市外(市町村)	
⑤		年 月 日	同居		
			別居	□市内□市外(市町村)	
⑥		年 月 日	同居		
			別居	□市内□市外(市町村)	
生活保護の受給	□無 □有		ひとり親世帯の該当	□無	
同居の障害者の有無	□無 □有 (氏名)				

第1号様式の2(第4条及び第11条関係)

(表)

教育・保育給付認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)【2号・3号認定用】

久留米市長 宛て		申請(申込)日 年 月			
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。 また、保育所等の入所希望の場合は、施設利用もあわせて申請します。 保護者氏名					
利用を希望する認定区分	2号(保育が必要な3歳以上児童) <input type="checkbox"/> 標準時間(11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間まで)		3号(保育が必要な3歳未満児童) <input type="checkbox"/> 標準時間(11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間まで)		
ふりがな	生年月日	性別	保護者との続柄		
児童名	年 月 日 年4/1時点()歳	男・女	障害手帳の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 療育手帳の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
健康状況等	障害や病状 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 身体的障害(手足 ・ 視覚 ・ 聴覚) 症状・病名() 発達等気になること <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (ことば ・ 落ち着きがなく動き回る ・ こだわりが強い ・) 健診時の要観察項目 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容 :) 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容 :)				
現住所			電話		
年 1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 久留米市内 <input type="checkbox"/> 久留米市外 () 市・区・町・村		父		
年 1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 久留米市内 <input type="checkbox"/> 久留米市外 () 市・区・町・村		母		
認定証番号(市記入欄)	その他()				
現在の保育の状況	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 届出保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり・預かり保育 <input type="checkbox"/> 事業所内保育 <input type="checkbox"/> 家庭等		現在入所中の施設名		
1 世帯の状況(利用を希望する期間の初日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。 ※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例：単身赴任) ※ 建物別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。 ※ 申込児童以外の同一世帯員が6名以上お入り記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入					
入所児童の家庭の状況	ふりがな	児童との続柄	生年月日	同居・別居	上段 : 勤務 下段 :
	氏名		年 月 日	同居	
	①		年 月 日	別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村)
	②		年 月 日	同居	
	③		年 月 日	別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村)
	④		年 月 日	同居	
⑤		年 月 日	別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村)	
生活保護の受給	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		ひとり親世帯の該当	<input type="checkbox"/> 無	
同居の障害者の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (氏名)				
2 税情報等の提供に当たっての署名欄					
久留米市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、副食費の免除に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意) 保護者氏名					
3 保育の利用を必要とする理由等					
利用を希望する期間	年 月 日から		<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで		
	※ならし保育希望の方は、ならし保育開始日を記載ください		<input type="checkbox"/> 年 月 日		
利用を希望する時間	時 分 (登園) から 時 分 (お迎え) まで				

第1号様式の3(第4条関係)

現況届【1号認定用】

久留米市長宛て				申請(記入)日	
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る現況を届け出ます。					
保護者氏名					
ふりがな		生年月日	年4/1時点	性別	保護者との続柄
児童名		年 月 日	()歳	男・女	
現住所	久留米市				電
現在入所中の施設名					父
					母
					その他()

以下の欄について現在の状況を記入ください。なお、前回の申請内容と変更がある方は、別途「支給認定号認定用】」も記入のうえご提出ください。

- 1 世帯の状況(申請(申込)日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入
 ※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください(離婚調停中など)
 ※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください
 ※ 申込児童以外の同一世帯員が6名以上おり記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はければ結構です。

入所児童の家庭の状況	ふりがな 氏名		児童との続柄	生年月日	同居・別居	上段：勤務 下段：別居
	①			年 月 日	同居	
					別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外()
	②			年 月 日	同居	
					別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外()
	③			年 月 日	同居	
					別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外()
	④			年 月 日	同居	
					別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外()
	⑤			年 月 日	同居	
					別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外()
	生活保護の受給		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		ひとり親世帯の該当	
同居の障害者の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(氏名)				

2 税情報等の提供に当たっての署名欄

第1号様式の4(第4条関係)

現況届兼利用申請書【2号・3号認定用】

久留米市長宛て
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る現況を届け出ます。
また、保育所等の施設利用もあわせて申請します。

申請(記入)日 年 月 日

保護者氏名

ふりがな	生年月日	年4/1時点	性別	保護者との続柄	認定証番号
児童名	年 月 日	()歳	男・女		
現住所	久留米市			電話番号	
				自宅	—
現在入所中の施設名				父の携帯	—
				母の携帯	—

1 来年度の保育所等の利用について

		説明	提出書類
区分 ※1つに チェック (レ)	<input type="checkbox"/> 継続	引き続き現在入所中の施設の利用を希望する	<ul style="list-style-type: none"> ・現況届兼利用申請書(この書類) ・保育が必要なことを証明する書類 ・保育料の算定に必要な書類(障害者手帳など該当するもの)
	<input type="checkbox"/> 転園	次年度からの転園を希望する	<ul style="list-style-type: none"> ・現況届兼利用申請書(この書類) ・保育が必要なことを証明する書類 ・保育料の算定に必要な書類(障害者手帳など該当するもの) ・転園申請書
	<input type="checkbox"/> 退所	久留米市外に転出や幼稚園に通うなどの予定があり、保育所等を退所する	<ul style="list-style-type: none"> ・現況届兼利用申請書(この書類) ・保育が必要なことを証明する書類 ・保育料の算定に必要な書類(障害者手帳など該当するもの) ・退所届(但し、同施設の保育認定から教育認定に変更)

以下の欄について現在の状況を記入ください。なお、前回の申請内容と変更がある方は、別途「支給認定申請内容変更号認定用」も記入のうえご提出ください。

- 2 世帯の状況(申請(申込)日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。
※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例：) 停中など)
※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。
※ 申込児童以外の同一世帯員が6名以上おり記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみが結構です。

	ふりがな 氏名	児童との 続柄	生年月日	同居 ・別居	上段：勤務先・就学先
					下段：別居の状況
入所児童の 家庭の 状況	①		年 月 日	同居	
				別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名：)
	②		年 月 日	同居	
				別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名：)
	③		年 月 日	同居	
			別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名：)	
④			年 月 日	同居	
				別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名：)
⑤			年 月 日	同居	
				別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名：)
生活保護の受給		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	ひとり親世帯の該当		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
同居の障害者の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(氏名)			

3 税情報等の提供に当たっての署名欄

久留米市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付、副食費の免除に必要な市町村民税の情報(同一世帯世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示します。

保護者氏名

第1号様式の5(第4条関係)

(表)

教育・保育給付認定申請内容変更申請書【1号認定用】

久留米市長 宛て		申請(申込)日			
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る(教育・保育給付認定の変更を申請・申請内容の変更を届出)し					
ふりがな		生年月日	児童との続柄		個人番号(マイナンバー)12桁
保護者(申請者)名		年 月 日			
ふりがな		生年月日	性別	保護者との続柄	個人番号(マイナンバー)12桁
児童名		年 月 日	男・女		
		年4/1時点()歳			
現住所	久留米市				
保護者(申請者)の連絡先	— —				現在入所中の施設名
現在の保育の状況	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 届出保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり・預かり保育 <input type="checkbox"/> 事業所内保育 <input type="checkbox"/> 家庭等				

以下の欄は、該当する事項の□すべてにチェック(レ)したうえで、変更後の内容にて必要事項を記

□ 1 保護者の変更

ふりがな		生年月日	児童との続柄
保護者氏名		年 月 日	

□ 2 住所の変更

変更前の住所	久留米市		
住民異動届の状況	<input type="checkbox"/> 届出済 <input type="checkbox"/> 未届	住民異動の届出日または届出予定日	年

□ 3 児童・保護者氏名の変更

区分	ふりがな	生年月日
<input type="checkbox"/> 児童 <input type="checkbox"/> 保護者	氏名	年 月 日
区分	ふりがな	生年月日
<input type="checkbox"/> 児童 <input type="checkbox"/> 保護者	氏名	年 月 日

□ 4 連絡先の変更

区分	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()	届出分類	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	電話番号	—
----	---------------------------------------------------------------------------------------	------	-------------------------------------------------------------------------------------	------	---

(裏)

5 結婚した 又は 未届だが共同生活(事実婚)を始めた

※結婚又は事実婚の相手の方が転入者などにより久留米市で市民税情報を確認できない場合は所得課税証明書が必要になります

区分	<input type="checkbox"/> 婚姻した		<input type="checkbox"/> 婚姻届の提出をしていないが、共同生活(事実婚)を始めた	
婚姻日 (又は共同生活を始めた日)	年 月 日	結婚又は事実婚 の相手の名前		生年月日 年 月

6 離婚した 、 離婚調停・裁判中である 、 配偶者と死別した等

※離婚又は死別によりひとり親家庭になられた方は、戸籍謄本(コピー可)の提出が必要です。

※離婚調停・裁判中の方は、その事実を証明する書類(家庭裁判所等からの証明)の提出が必要です。

※事実婚を解消した方は、相手方と住所が異なる必要があります。(別世帯でも住所が同一(同番地)の場合は、事実婚が解消され

区分	<input type="checkbox"/> 離婚した	<input type="checkbox"/> 離婚調停・裁判中	<input type="checkbox"/> 配偶者と死別した	<input type="checkbox"/> 事実婚を解消した
----	-------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

7 生活保護の受給状況が変わった

異動内容	開始又は廃止年月日
<input type="checkbox"/> 生活保護を受け始めた(又は停止解除となった)	年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活保護が廃止になった(又は停止となった)	

8 同居者の障害者手帳等の所持状況が変わった

※異動のあった対象者を記入してください。新たに対象となった場合は、各手帳、証書等のコピーを提出してください。

異動内容		異動日(いつから)	障害者手
<input type="checkbox"/> 新たに手帳等が交付された	<input type="checkbox"/> 手帳所持者と同居することとなった	年 月 日	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳
<input type="checkbox"/> 手帳等の資格がなくなった	<input type="checkbox"/> 手帳所持者と別居することとなった		<input type="checkbox"/> 療育手帳
ふりがな	生年月日	児童との続柄	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳
氏名	年 月 日		<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当
氏名・手帳の等級・交付年			

9 同居親族(兄弟姉妹や祖父母等)に住所等の異動があった

※異動のあった親族について記入してください。

異動内容	異動日(左の内容になった日)	ふりがな	生年月日
<input type="checkbox"/> 新たに同居を始めた	年 月 日	氏名	年 月 日
<input type="checkbox"/> 別居することになった			
<input type="checkbox"/> その他()	同居区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	現在の居住地 <input type="checkbox"/> 市
異動内容	異動日(左の内容になった日)	ふりがな	生年月日
<input type="checkbox"/> 新たに同居を始めた	年 月 日	氏名	年 月 日
<input type="checkbox"/> 別居することになった			
<input type="checkbox"/> その他()	同居区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	現在の居住地 <input type="checkbox"/> 市

第1号様式の6(第4条関係)

(表)

教育・保育給付認定申請内容変更申請書【2号・3号認定用】

久留米市長 宛て		申請(申込)日			
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る(教育・保育給付認定の変更を申請・申請内容の変更を届出)しま					
ふりがな		生年月日	児童との続柄		個人番号(マイナンバー)12桁
保護者(申請者)名		年 月 日			
ふりがな		生年月日	性別	保護者との続柄	個人番号(マイナンバー)12桁
児童名		年 月 日	男・女		
		年4/1時点()歳			
現住所	久留米市				
保護者(申請者)の連絡先	— —				現在入所中の施設名
現在の保育の状況	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 届出保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり・預かり保育 <input type="checkbox"/> 事業所内保育 <input type="checkbox"/> 家庭等				

以下の欄は、該当する事項の□すべてにチェック(レ)したうえで、変更後の内容にて必要事項を記

□ 1 保育を必要とする事由の変更

※変更があった方のみ記入してください。

父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()
就労等(就学)時間	時 分 ~ 時 分まで
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()
就労等(就学)時間	時 分 ~ 時 分まで

□ 2 保育必要量の変更

※支給認定の変更は、申請(届出)日の翌月からの適用となります。

利用を希望する認定区分	2号(保育が必要な3歳以上児童)	3号(保育が必要な3歳未満)
	<input type="checkbox"/> 標準時間(11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間まで)	<input type="checkbox"/> 標準時間(11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間まで)

□ 3 保護者の変更

ふりがな		生年月日	児童との続柄
保護者氏名		年 月 日	

□ 4 住所の変更

変更前の住所	久留米市		
住民異動届の状況	<input type="checkbox"/> 届出済 <input type="checkbox"/> 未届	住民異動の届出日または届出予定日	平成 年

(裏)

□ 6 連絡先の変更

区分	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	届出分類	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止	電話番号	—
----	-----------------------------------------------------------------------------------	------	-------------------------------------------------------------------------------------	------	---

□ 7 結婚した 又は 未届だが共同生活(事実婚)を始めた

※結婚又は事実婚の相手の方も保育が必要なことを証明する書類(就労証明書等)の提出が必要になります。

※結婚又は事実婚の相手の方が転入者などにより久留米市で市民税情報を確認できない場合は所得課税証明書が必要になります。

区分	<input type="checkbox"/> 婚姻した	<input type="checkbox"/> 婚姻届の提出をしていないが、共同生活(事実婚)を始めた
婚姻日 (又は共同生活を始めた日)	年 月 日	結婚又は事実婚 の相手の名前
		生年月日
		年 月 日

□ 8 離婚した、離婚調停・裁判中である、配偶者と死別した等

※離婚又は死別によりひとり親家庭になられた方は、戸籍謄本(コピー可)の提出が必要です。

※離婚調停・裁判中の方は、その事実を証明する書類(家庭裁判所等からの証明)の提出が必要です。

※事実婚を解消した方は、相手方と住所が異なる必要があります。(別世帯でも住所が同一(同番地)の場合は、事実婚が解消され

区分	<input type="checkbox"/> 離婚した	<input type="checkbox"/> 離婚調停・裁判中	<input type="checkbox"/> 配偶者と死別した	<input type="checkbox"/> 事実婚を解消した
----	-------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

□ 9 生活保護の受給状況が変わった

異動内容	開始又は廃止年月日
<input type="checkbox"/> 生活保護を受け始めた(又は停止解除となった)	年 月 日
<input type="checkbox"/> 生活保護が廃止になった(又は停止となった)	

□ 10 同居者の障害者手帳等の所持状況が変わった

※異動のあった対象者を記入してください。新たに対象となった場合は、各手帳、証書等のコピーを提出してください。

異動内容		異動日(いつから)	障害者手帳
<input type="checkbox"/> 新たに手帳等が交付された	<input type="checkbox"/> 手帳所持者と同居することとなった	年 月 日	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳
<input type="checkbox"/> 手帳等の資格がなくなった	<input type="checkbox"/> 手帳所持者と別居することとなった		<input type="checkbox"/> 療育手帳
ふりがな	生年月日	児童との続柄	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳
氏名	年 月 日		<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当
氏名・手帳の等級・交付年			

□ 11 同居親族(兄弟姉妹や祖父母等)に住所等の異動があった

※異動のあった親族について記入してください。

異動内容	異動日(左の内容になった日)	ふりがな	生年月日
<input type="checkbox"/> 新たに同居を始めた	年 月 日	氏名	年 月 日
<input type="checkbox"/> 別居することになった			
<input type="checkbox"/> その他()	同居区分	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	現在の居住地
異動内容	異動日(左の内容になった日)	ふりがな	生年月日
<input type="checkbox"/> 新たに同居を始めた	年 月 日	氏名	年 月 日

久留米市長 宛て

次のとおり、子どものための教育・保育給付支給認定証の再発行を申請します。

		申請日	年
教育・保育給付認定保護者	住所	久留米市	
	氏名	(年	
	個人番号 (マイナンバー) 12桁を記入してください。		
	電話番号	—	—
申請者	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定保護者本人 <input type="checkbox"/> 同じ世帯 <input type="checkbox"/> その他(
	※「教育・保育給付認定保護者本人」の申請の場合は、申請者欄の記入は省略		
	住所		
	氏名	(年	
	個人番号 (マイナンバー) 12桁を記入してください。		
電話番号	—	—	
児童	氏名	(年	
	個人番号 (マイナンバー) 12桁を記入してください。		

第2号様式（第4条関係）

第
年 月

様

久留米市長

教育・保育給付認定通知書

先に申請のありました教育・保育給付認定申請について、下記認定証のとおり認定しましたので通知します。

給付認定証	
給付認定番号	
児童氏名	
児童生年月日	
保護者氏名	
保護者住所	
給付認定区分	
保育必要性	
保育必要量	
認定期間	
交付年月日	
備考	1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日から起算して3か月以内に久留米市長に対して審査請求をすることができ、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内でも、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として

第3号様式（第4条関係）

イ
イ

様

久留米市長

教育・保育給付認定却下通知書

先に申請のありました教育・保育給付認定申請について、下記のとおり却下しました。育て支援法第20条第5項の規定により通知します。

保護者の氏名 及び生年月日	
保護者の住所	
小学校就学前子どもの 氏名及び生年月日	
却下の理由	
備考	<ol style="list-style-type: none">この決定に不服がある場合は、この決定があったことを日 日から起算して3か月以内に久留米市長に対して審査請求 できます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日 3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起 経過すると審査請求をすることができなくなります。）この決定については、上記1の審査請求のほか、この決 とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市 （訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となり の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決 とを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、 った日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消し

第4号様式（第4条関係）

イ
イ
イ

様

久留米市長

教育・保育給付認定延期通知書

先に申請のありました教育・保育給付認定申請について、子ども・子育て支援法第21条の規定により、下記のとおり認定を延期しましたので通知します。

保護者の氏名 及び生年月日	
保護者の住所	
小学校就学前子どもの 氏名及び生年月日	
認定延期の理由	
処理見込期間	
備考	<ol style="list-style-type: none">この決定に不服がある場合は、この決定があったことを日から起算して3か月以内に久留米市長に対して審査請求できます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起経過すると審査請求をすることができなくなります。）この決定については、上記1の審査請求のほか、この決とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市（訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となりの取消しの訴えを提起することができます（なお、この決とを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、った日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しすることができなくなります。）。ただし、上記1の審査請

第5号様式（第8条関係）

イ
イ
イ

様

久留米市長

教育・保育給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により、下記の教育・保育給付認定を取
で通知します。

認 定 番 号	
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
保 護 者 の 住 所	
小 学 校 就 学 前 子 ど も の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
取 消 の 理 由	
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 支給認定証は、失効するため返還の必要があります。通 ら1か月以内に、へ返還してください。2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを 日から起算して3か月以内に久留米市長に対して審査請求 できます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日 3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起 経過すると審査請求をすることができなくなります。）3 この決定については、上記2の審査請求のほか、この決 とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市 （訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長とな りの取消しの訴えを提起することができます（なお、この決 とを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、 この日の翌日から起算して1年を経過すると取消の取 消の訴えを提起することができなくなります。）

第6号様式（第12条関係）

イ
シ
イ

様

久留米市長

保育所入所承諾書

先に申込みのありました施設への入所について次のとおり承諾します。

入所する児童の氏名 及び生年月日	
入所する施設の名称 及び所在地	
保育の実施期間	
保育料の月額	
備考	

第7号様式（第12条関係）

第
年 月

様

久留米市長

認定こども園保育利用内定通知書

先に申込みのありました施設への入所について、下記のとおり
ましたので通知します。

入所する児童の氏 名及び生年月日	
入所する施設の名 称及び所在地	
保育の実施期間	
保育料の月額	
備考	

第8号様式（第12条関係）

シ
イ

様

久留米市長

保育利用内定通知書

先に申込みのありました保育の利用について、下記のとおり内定しましたので通知し

利用する児童の氏名 及び生年月日	
利用する施設の名称 及び所在地	
保 育 の 実 施 期 間	
備 考	

第9号様式（第12条関係）

第
年 月

様

久留米市長

保育利用調整結果通知書（兼）入所保留通知

先に申込みのありました施設への入所については、下記の理由により入所が
ないので通知します。なお、申請書記載の「利用を希望する期間」の開始日の属
内は、入所保留として利用調整を継続します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
入 所 を 希 望 す る 期 間	
入 所 保 留 の 理 由	
入 所 希 望 施 設 名	
備 考	<ol style="list-style-type: none">1 施設定員や最低基準（施設面積、職員配置など）の関係により入 でも欠員等により入所ができるようになる場合もあります。 希望施設への入所を継続して希望される場合は、そのままお待ち 申込を辞退される場合又は希望施設を変更される場合は、担当ま さい。2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日 して3か月以内に久留米市長に対して審査請求をすることができま 決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっ があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をするこ ります。）。3 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があ た日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として（

第10号様式（第13条関係）

イ
イ
イ

様

久留米市長

保育実施解除通知書

次の児童について保育の実施を解除することにしましたので、通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
施 設 等 の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 実 施 の 解 除 の 年 月 日	
保 育 実 施 の 解 除 の 理 由	
備 考	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを日から起算して3か月以内に久留米市長に対して審査請求できます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市（訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となりの取消しの訴えを提起することができます（なお、この決とを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、つた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消し</p>

第11号様式（第15条関係）

イ
イ
イ

様

久留米市長

教育・保育給付に係る
利用者負担額(保育料)決定通知書

年度の保育料について、次のとおり決定しましたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 実 施 年 齢	
適 用 区 分	
保 育 料 の 月 額	
備 考	<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを日から起算して3か月以内に久留米市長に対して審査請求できます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決を知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市(訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となりの取消しの訴えを提起することができます(なお、この決を知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決を知った日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消し</p>

第 1 2 号様式（第 1 5 条関係）

第
年 月

様

久留米市長

教育・保育給付に係る 利用者負担額(保育料)変更通知書

年度の保育料について、次のとおり変更になりましたので通知

児童の氏名及び 生 年 月 日	
変 更 後 階 層	
変 更 後 の 保 育 料	
適 用 期 間	
変 更 理 由	

・保育料は期限までに必ず納めてください（保育所は市へ、認定こども園・給付請求する認可幼稚園は直接施設へ。）。
・必要書類の不備や市民税未申告の方は、最高額で仮決定しています。至急、必要
してください。
・保育料の多子軽減をすでに実施している場合、保育料の月額欄に軽減適用済の
しています。

備 考	1 この決定に不服がある場合は、この決定があったこ 日の翌日から起算して3か月以内に久留米市長に対し をすることができます。（なお、この決定があったこと の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定 の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をする なくなります。）。 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、こ ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において久留米市を代表する者
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

久留米市 教育・保育給付に係る利用者

年度 月～ 月の教育・保育給付に
を下記のとおり決定しましたので、この納付通
い。

科目	賦課年度	
納付番号		
保育所名		
児童名		
賦課月	納期限	
月		
月		
月		
月		
月		
月		

●納付場所

--

お知らせ

教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料)納付義務者様へ協力をお願い
保育料は納付義務者が自ら納期内に納付すべきものですので、市の職員から訪問
督促等を受けることがないようにご注意ください。

加入者名			
口座番号			
取りまとめ局			

久留米市
教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料) 納付済通知書 ㊤

ID	児童番号	納付番号	調定	賦課	科目	調区

月	納付	納付額	予備	C/D				

※本書は機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

--	--	--	--	--	--	--	--

年度 月分			
児童番号		納付額	
納付番号			
保育所名			
納期限			

	領収日付印
--	-------

加入者名			
口座番号			

久留米市
教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料) 納付書 ㊤

--

年度 月分			
児童番号			
納付番号			
納付額			
			円
納期限			

	領収日付印
--	-------

久留米市
教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料)

納付額

納期限

※この領

<p>久留米市</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>加入者名</td><td></td></tr> <tr><td>口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>取りまとめ局</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料)納付済通知書 ㊤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>ID</th> <th>児童番号</th> <th>納付番号</th> <th>調定</th> <th>賦課</th> <th>科目</th> <th>調区</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>納付</th> <th>納付額</th> <th>予備</th> <th>C/D</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>※本書は機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年度</th> <th>月分</th> <th>納付額</th> <th></th> <th></th> <th>円</th> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>	加入者名		口座番号		取りまとめ局		ID	児童番号	納付番号	調定	賦課	科目	調区								月	納付	納付額	予備	C/D								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年度	月分	納付額			円																									<p>久留米市</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>加入者名</td><td></td></tr> <tr><td>口座番号</td><td></td></tr> </table> <p>子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料)納付書 ㊤</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div> <p>年度 月分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">児童番号</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><th colspan="2">納付番号</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><th>納付額</th><th>円</th></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><th>納期限</th><td></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>	加入者名		口座番号		児童番号				納付番号				納付額	円							納期限		<p>久留米市</p> <p>子どものための教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料)納付書 ㊤</p> <p>年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><th>納期限</th><td></td></tr> </table> <p>※お問合せ窓口は裏に記載されています。 ※この領証は5年大切に保</p>													納期限	
加入者名																																																																																																						
口座番号																																																																																																						
取りまとめ局																																																																																																						
ID	児童番号	納付番号	調定	賦課	科目	調区																																																																																																
月	納付	納付額	予備	C/D																																																																																																		
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																
年度	月分	納付額			円																																																																																																	
加入者名																																																																																																						
口座番号																																																																																																						
児童番号																																																																																																						
納付番号																																																																																																						
納付額	円																																																																																																					
納期限																																																																																																						
納期限																																																																																																						

様

久留米市長

教育・保育給付に係る 利用者負担金(保育料)充当通知書

下記のとおり保育料に過誤納付金が生じておりますので、充当いたし

年度 月分の 円が過誤納付となっております。
したがって、 年度 月分へ充当しましたのでお知らせ
いたします。

<備考>

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算
か月以内に久留米市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定
たことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日
から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った

第16号様式（第16条関係）

教育・保育給付に係る利用者負担金(保育料
金還付通知書

年
下記のとおり還付しますので通知します。

様

久留米市長

支払い金額

年度	費目	還付整理番号	納付

期（月）	納付日	納付額（円）	納付すべき金額 （円）	差引過誤納額 （円）	児童名

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から1か月以内に久留米市長に対して審査請求をすることができます。（なお、このことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米

第17号様式（第19条関係）

特定教育・保育施設確認申請書

久留米市長宛て

所在地
申請者 名称
代表者氏名

子ども・子育て支援法第31条第1項に規定する教育・保育施設に係る確
で、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

ふりがな				
法人等名称				
法人等の種別 (個人立以外)	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -)			
	都・道 府・県		市・区 町・村	
主たる事務所の 連絡先	電 話			F A X
	E-M a i l			
代表者の氏名等	職 名			ふりがな 氏 名
	生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	代表就任 年月日 昭・平 年
代表者の住所	(郵便番号 -)			
	都・道 府・県		市・区 町・村	
	(ビルの名称等)			
	区 分			
	<input type="checkbox"/> 保育所			

第18号様式（第19条関係）

特定地域型保育事業者確認申請書

久留米市長宛て

所在地
申請者 名称
代表者氏名

子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する教育・保育施設に係る確
で、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

ふりがな				
法人等名称 (氏名)				
法人等の種別 (個人立以外)	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -) 都・道 市 府・県 町・村			
	(ビルの名称等)			
主たる事務所の 連絡先	電 話		F A X	
	E-M a i l			
代表者の氏名等	職 名		ふりがな 氏 名	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	代表就任 年月日	昭・平 年
代表者の住所	(郵便番号 -) 都・道 市・区 府・県 町・村			
	(ビルの名称等)			
地域型保育事業	区 分			
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業			

利用定員※	2号認定	合計	5歳児	4歳児	
	保育標準時間	人	人	人	
	保育短時間	人	人	人	
	3号認定	合計	1・2歳児計	2歳児	1歳児
	保育標準時間	人	人	人	人
	保育短時間	人	人	人	人
	利用定員を増加しようとする理由				

第20号様式（第20条関係）

久留米市長 宛て

所在地
申請者 名称
代表者氏名

特定教育・保育施設等変更届出書

特定教育・保育施設等の変更について、子ども・子育て支援法第35条又は
により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設等の種類
- 2 施設等の名称
- 3 施設等の所在地
- 4 設置経営主体及び代表者名
- 5 変更事項

変更区分	既届出事項	変更届出事項

- 6 変更期日 年 月 日
- 7 変更理由
- 8 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置（府令第34条及び第41条第3
合のみ）

施設等利用給付認定・変更申請書(第30条の4第1号認定用)

(宛先) 久留米市長

【申請に当たって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、筆の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設とがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子にされる場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合きません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

保護者	ふりがな		申請 子ども との続柄	認定希望日(施設利用開始日)		
	氏名			居住地	〒 —	
	※ 自署の場合は印は不要です。			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒	
	日中の連絡先(電話番号) * 確実に連絡の取れる順に記入してください。					生年月日
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	個人番号 (マイナンバー)	
子ども 申請	ふりがな		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒 —		個
	氏名		生年月日	年 月 日		

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚

ふりがな		所在地	〒 — TEL (
施設名		利用開始予定日	年 月

施設等利用給付認定・変更申請書(第30条の4第2号・第3号認定用)

(宛先)久留米市長

【申請に当たって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設等利用給付認定の審査等に活用されることがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援事業等を利用する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の3に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、施設等利用給付認定を受けることができません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用施設)、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の3に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

				認定希望日(施設利用開始日)				
保護者	ふりがな		申請 子ども との続柄	居住地	〒			
	氏名	※ 自署の場合は印は不要です。		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒			
	日中の連絡先(電話番号) * 確実に連絡の取れる順に記入してください。					生年月日		
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	個人番号 (マイナンバー)			
子ども申請	ふりがな		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒	個			
	氏名		生年月日	年 月 日				
認定種別	<input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)				左記で第3号 世帯に 下の□にレ □市			
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けてください。							
	(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学
	(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入してください。

認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
認定希望日の 前々年1月1日現在の住所 ※3	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ

※2. 3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得税証明書などを添付してください。

同居者を全員記入してください。※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入してください。

(生計の中心者の申請子どもの)		ふりがな 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労・通学 又は単身
	1			個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	2			個人番号 大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
				個人番号	

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入してください。

ふりがな		所在地	〒 — TEL ()
施設名		利用開始予定日	年 月 日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入してください。

ふりがな 施設名	利用するサービスの の種類	所在地
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL : — —
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL : — —
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL : — —
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL : — —

保育を必要とする理由に応じて記入してください。

		母親の状況		父親の状況	
就 労	就労 種別	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ (<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者) <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者) <input type="checkbox"/> その他 : ()		<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ (<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> その他 : ()	
	通勤手段 ・時間	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけてください。	通勤手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車 ※複数手段がある場合は全てに○を
		通勤時間	約 分(往復時間を記入してください。)	通勤時間	約 分(往復時間を記入し
	前年1月1 日以降の 転職	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名: から 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名: から 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から		
妊娠・出産 (申請時点)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ (予定日) 年 月 日				
疾病・障害等	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(疾病・障害名)		
介 護 ・ 看 護	被介護 者名 傷病・障 害名	(申請子どもとの続柄:)		(申請子ど	
	受診等 の状況	<input type="checkbox"/> 入院中 通院(月・週 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学 (週 回) 施設名()	<input type="checkbox"/> 入院中 通院(月・週 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学 (週 回) 施設名()		
	災害復旧	災害の状況:		災害の状況:	
求職活動等	活動の内容:		活動の内容:		
就 学	通学手段 ・時間	通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけてください。	通学手段	徒歩・自転車・バス・自動車・電車 ※複数手段がある場合は全てに○を
		通学時間	約 分(往復時間を記入してください。)	通学時間	約 分(往復時間を記入し
	就学の 目的	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他()	
	期間	年 月 日まで		年 月 日	
卒業後 の予定	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日、1日 時間就労		(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日		
その他	保育を行うことが困難と認められる内容		保育を行うことが困難と認められる内容		

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付してください。)

<input type="checkbox"/> 居宅外労働者(居宅外労働者)の届出書	<input type="checkbox"/> 就労証明書(就労中の場合は必ず添付してください。)
---------------------------------------------	----------------------------------------------------

第 2 2 号様式の 2 (第 2 1 条関係)

施設等利用給付認定(現況届)(新 2 号・新 3 号認定用)

久留米市長宛て 次のとおり、施設等利用給付認定に係る現況を届け出ます。					記入日 保護者氏名	年	月
ふりがな		生年月日	4.1 時点	性別	保護者との続柄	認定	
児童名		年 月 日	()歳	男・女			
現住所	久留米市					電話	
現在入所 (利用)中の施設名						自宅	
						父の携帯	
						母の携帯	

- 1 以下の欄について現在の状況を記入ください。なお、前回の申請内容と変更がある施設等利用給付認定変更届」も記入のうえご提出ください。
2 認定児童以外全ての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入く

認定児童の家庭の状況	ふりがな 氏名	児童との続柄	生年月日	同居・別居	上段：勤務外 下段：
	①			年 月 日	同居 別居
②			年 月 日	同居 別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
③			年 月 日	同居 別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
④			年 月 日	同居 別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
⑤			年 月 日	同居 別居	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外
生活保護の受給		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		ひとり親世帯の該当 <input type="checkbox"/> 無	
同居の障害者の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(氏名			

- 3 税情報等の提供に当たっての署名欄

久留米市が施設等利用給付認定の審査や副食費の免除に必要な市町村民税の情 む。)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した事項につい てに対して提示することに同意します。	保護者氏名
----------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

- 4 保育の利用を必要とする理由等

父	就労等(就学)時間	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/>
		時 分 ~ 時 分まで
母	就労等(就学)時間	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/>
		時 分 ~ 時 分まで

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付してください。)

- 1 居宅外で就労されている方(予定を含む) 就労証明書(就労内定の場合はその証明を受けてくだ

6	保護者が介護している方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断
7	保護者が求職中の方	求職活動中であることを証明するもの(参考様式とし
8	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

*久留米市記載欄	受付		入力		確認
----------	----	--	----	--	----

第23号様式(第21条関係)

教育・保育給付認定変更申請書(第1号認定への変更)
兼施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号認定用)

(宛先)久留米市長

【申請に当たって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設とがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合をきません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園や特別支援学校の預かり保育等(預かり保
を利用するために施設等利用給付の認定を希望するので、次のとおり子ども・子育て支援法第23条第1項の規定に基づき、教育・
区分の変更を申請するとともに、同法第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付の認定を申請します。
※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②
のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日(施設利用開始日)		
保護者	ふりがな		申請 子ども との続柄	居住地 〒 —
	氏名	※ 自署の場合は印は不要です。		現住所が市外の場合 市内転入後の住所 〒
	日中の連絡先(電話番号) * 確実に連絡の取れる順に記入してください。			生年月日
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他() 個人番号 (マイナンバー)
子ども 申請	ふりがな		現住所 申請者と異なる 場合のみ記載	〒 —
	氏名		生年月日	年 月 日
支給 認定の 状況	既に取得した支給認定区分を第1号認定へ変更する必要があるため、現在認定されている子どものための教育・保育給付 してください。			
	認定種別	認定番号	認定種別	認定番号
	第19条第1項第2号		第19条第1項第3号	

利用する(予定含む)幼稚園・認定こども園・特別支援学校を記入してください。

ふりがな		所在地	〒 — TEL (
施設名		利用開始予定日	年 月 日

上記幼稚園等のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記
(預かり保育事業のほか、※1に該当する場合に利用が可能です)

ふりがな 施設名	利用するサービス の種類	所在地
	認可外・一時預かり	〒 —

第24号様式(第21条関係)

施設等利用給付認定変更届

久留米市長 宛て

保護者住所
氏名
生年月日
個人番号
連絡先

子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定により、子育てのための施設等を受けた内容を変更する必要があるが生じたので、届け出ます。

現 在 の 認 定 状 況	認定番号		
	認定子どもの氏名		
	認定子どもの 生年月日	年 月 日	
	認定子どもの 個人番号		
	保護者との続柄		
	利用施設・ 事業所名		
	認定区分	子ども・子育て支援法第30条の4	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
変 更	保育の必要性 の理由	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(理由:	
		変更前	変更
	保護者の氏名		
	保護者の生年月日	年 月 日	年 月
	住 所		
	保護者の個人番号		
	連 絡 先		
	認定子どもの氏名		
保護者との続柄			
保育の必要性の理由			

第 2 5 号様式（第 2 1 条関係）

第
年 月

様

久留米市長

施設等利用給付認定通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定につ
次のとおり決定しましたので通知します。

認定 子ども	認定番号			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日		性別	
保護者	住所			
	氏名			
	生年月日			
決定年月日				
認定区分				
認定期間				
保育の必要性の事由				
交付年月日				

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内は、市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。

2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となります。）、取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。）。

第 2 6 号様式（第 2 1 条関係）

第
年 月

様

久留米市長

施設等利用給付認定申請却下通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定につ
次のとおり却下しましたので通知します。

申請 子ども	ふりがな			
	氏名			
	生年月日		性別	
申請者	住所			
	氏名			
	生年月日			
却下年月日				
却下の理由				

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に久留米市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市長を原告とする者は久留米市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつて

第 27 号様式（第 21 条関係）

年 月

施設等利用給付認定変更通知書

久留

施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第 30 条 2 項又は第 4 項の規定により、次のとおり変更の認定を行いました。通知します。

認定 子ども	認定番号	
	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	氏名	
	生年月日	
変更年月日		
認定区分		
有効期間		
保育の必要性の事由		
変更理由		
<p>1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に久留米市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市長は原告となり、被告となる者は久留米市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

第 28 号様式（第 21 条関係）

年 月

施設等利用給付認定取消通知書

久留

施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第 30 条
1 項の規定により、次のとおり認定を取り消しましたので通知し

認定 子ども	認定番号			
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日		性別	
保護者	住所			
	氏名			
	生年月日			
取消年月日				
取消理由				

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に久留米市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市長を原告とする者は久留米市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、その審査に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

久留米市長 宛て

申請者所在地 _____
 氏名 _____
 (または名称) _____
 代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき類を添えて申請します。

1 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体)			
設置者・事業者名※	_____			
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 _____			
	TEL : _____		メールアドレス : _____	
代表者	職名	_____	ふりがな	_____
			氏名	_____
	住所	_____	生年月日	昭和 平成

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記

2 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業(在園児を対象) <input type="checkbox"/> 一時預かり事業(在園児以外を対象) <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
名称	_____
所在地	_____

第30号様式(第23条関係)

特定子ども・子育て支援施設等確認変更届

久留米市長 宛て

届出者所在地 _____
 氏名 _____
 (または名称) _____
 代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法下のとおり届け出ます。

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園	<input type="checkbox"/> 幼稚園	<input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	<input type="checkbox"/> 預かり保育事業	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業
	<input type="checkbox"/> 病児保育事業	<input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	

変更項目※1	変更前	変更後
設置者・事業者名※2		
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 —	〒 —
	TEL: — —	TEL: — —
	メールアドレス:	メールアドレス:
設置者・事業者の代表者	職名	職名
	ふりがな	ふりがな
	氏名	氏名
	生年月日	生年月日
施設の名称		
施設の所在地	〒 —	〒 —
	TEL: — —	TEL: — —
	メールアドレス:	メールアドレス:
施設・事業所の管理者	職名	職名
	ふりがな	ふりがな
	氏名	氏名
	生年	生年

第31号様式(第23条関係)

特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届

久留米市長 宛て

届出者所在地 _____

氏名
(または名称) _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を辞退したいので、同法第58条のとおり届け出ます。

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業 <input type="checkbox"/> 一時預か <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業	
設置者・事業者名※	〒 _____	
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	〒 _____	
	TEL : _____	メールアドレス : _____
代表者	職名	ふりがな _____
		氏名 _____
施設・事業所の名称	_____	
施設の所在地	〒 _____	
確認を辞退する年月日	_____年 _____月 _____日	

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

第1号様式（第4条関係）

（令元規則13・全改）

第1号様式の2（第4条及び第11条関係）

（令元規則13・全改）

第1号様式の3（第4条関係）

（平29規則50・追加、平30規則48・令元規則13・一部改正）

第1号様式の4（第4条関係）

（平29規則50・追加、平30規則48・令元規則13・一部改正）

第1号様式の5（第4条関係）

（令元規則13・全改）

第1号様式の6（第4条関係）

（令元規則13・全改）

第1号様式の7（第4条関係）

（平29規則50・追加、令元規則13・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

（令2規則54・全改）

第3号様式（第4条関係）

（平27規則66・全改、令元規則13・一部改正）

第4号様式（第4条関係）

（平27規則66・全改、令元規則13・一部改正）

第5号様式（第8条関係）

（平27規則66・全改、令元規則13・一部改正）

第6号様式（第12条関係）

（令元規則13・旧第7号様式繰上）

第7号様式（第12条関係）

（令2規則54・全改）

第8号様式（第12条関係）

（令元規則13・旧第9号様式繰上）

第9号様式（第12条関係）

（令2規則54・全改）

第10号様式（第13条関係）

(平27規則66・全改、令元規則13・旧第11号様式繰上)

第11号様式(第15条関係)

(平27規則66・全改、令元規則13・旧第12号様式繰上・一部改正)

第12号様式(第15条関係)

(令2規則54・全改)

第13号様式(第16条関係)

(令元規則13・旧第14号様式繰上・一部改正)

第14号様式(第16条関係)

(令元規則13・旧第14号様式の2繰上・一部改正)

第15号様式(第16条関係)

(平27規則66・全改、令元規則13・一部改正)

第16号様式(第16条関係)

(平27規則66・全改、令元規則13・一部改正)

第17号様式(第19条関係)

第18号様式(第19条関係)

第19号様式(第20条関係)

第20号様式(第20条関係)

第21号様式(第21条関係)

(令元規則13・追加)

第22号様式(第21条関係)

(令元規則13・追加)

第22号様式の2(第21条関係)

(令2規則54・追加)

第23号様式(第21条関係)

(令元規則13・追加)

第24号様式(第21条関係)

(令元規則13・追加)

第25号様式(第21条関係)

(令2規則54・全改)

第26号様式(第21条関係)

(令2規則54・全改)

第 2 7 号様式 (第 2 1 条関係)

(令 2 規則 5 4 ・全改)

第 2 8 号様式 (第 2 1 条関係)

(令 2 規則 5 4 ・全改)

第 2 9 号様式 (第 2 3 条関係)

(令元規則 1 3 ・追加)

第 3 0 号様式 (第 2 3 条関係)

(令元規則 1 3 ・追加)

第 3 1 号様式 (第 2 3 条関係)

(令元規則 1 3 ・追加)